

「山鹿市男女共同参画人材リスト」 登録者を募集します！



山鹿市では、性別や性自認に関わらず互いに人権を尊重し、あらゆる分野における活動に参画し、男女共同参画社会づくりのために行っている事業に協力していただく方を募集します。

この人材リストは、各分野で活躍されている方、行政や地位の課題・男女共同参画に関心のある方に登録していただき、市の各種審議会をはじめ行政が市民の意見を聴く場に多用な人材を推薦したり、各照会に応じてテーマに合う人の情報を提供するものです。

みなさんの力を生かし、誰もが自分らしく、心豊かに、共に輝く男女共同参画社会の実現を目指しましょう。

【登録対象者】

市内在住、在勤、または活動する場を有する満20歳以上で次のいずれかに該当する方です。

- (1) 勤務先や各団体で社会活動やボランティア活動をしている方
- (2) 教育、福祉、芸術、スポーツ等のあらゆる分野でいずれかの専門的な知識もしくは活動実績のある方または有識者もしくは資格を有する方
- (3) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる方

【登録方法】

男女共同参画推進室が厳重に管理します。登録された情報（氏名、住所、電話番号）の提供先は庁内職員のみとし、利用する目的が下記の活用から外れていないか十分に確認した上で情報提供します。

【人材リストの管理】

各種委員会委員の選任や事業推進等において、人材を必要とする時の情報として活用します。委員等に選任の際には、所管課から本人へ連絡し承諾を受けます。

【人材リストの活用】

- (1) 各種審議会等の委員の人選をするとき
- (2) 研修会、講演会等の講師等の人選をするとき
- (3) 様々な分野において人材情報の提供を求められた場合、男女共同参画社会の形成に寄与すると認められるとき

※ 活用する場合には、必ず担当課から本人へ意向を事前確認します。



右の二次元バーコード
からインターネット
でも登録できます。



〈問い合わせ先〉

山鹿市役所人権啓発課男女共同参画推進室

担当：栗原・高群 電話：0968-43-1199

「山鹿市男女共同参画人材リスト」 推薦から選任までの流れ

- 1 各種団体等から各課を経由して推薦書が提出される。
- 2 推薦された個人へ登録に必要な「男女共同参画人材リスト登録書」を送付する。
- 3 各個人は上記2の「登録書」に記入し、男女共同参画推進室へ返信する。
- 4 登録に必要な審査後、登録者へ登録決定の通知をする。
- 5 市役所各課から男女共同参画推進室に、必要とする人材登用のための問い合わせを受ける。
- 6 上記5の問い合わせにより、対象となる人材を紹介する。
- 7 問い合わせた課において候補者を選出し、候補者の承諾を打診する。
- 8 候補者から承諾を得た場合、課において登用の事務手続きをする。